

会長	事務局長	係

供覧のうえ、HPに公開してよろしいか伺います。

平成28年度

第 6 回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

平成28年9月26日（月）

佐々町農業委員会

平成28年9月 第6回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

1. 招集年月日 平成28年9月26日（月）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階 第1会議室

3. 開 会 平成28年9月26日（月）午後1時30分

4. 出席委員 （13名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君
7	平田 康範 君	8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君
10	山下 義信 君	11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君
13	橋本 義雄 君				

5. 欠席委員 （0名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
5	福田 喜義 君	7	平田 康範 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書について

(3) 審議事項

第23号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第24号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第25号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

②10月定例会の日程について

③その他

・農業委員視察研修に係る旅費精算報告

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から平成28年度 第6回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）皆さん、こんにちは。朝晩幾分涼しくなり、いよいよ稲刈り収穫の時期が近づいてきた気がします。先日相次いで、台風が一つは長崎、そして鹿児島と上陸しましたが、おかげさまで被害もなく過ごせたことは幸いだったと思います。また、他の所では大きな被害が出て、収穫間近のものが大変な被害を被られているところが報道されております。一日も早い復旧を願うところであります。また、この秋の3か月予報では、気温、降水量は平年並みで、涼しく10月は天気のいい日が多いと見込まれております。天気が続くことを期待しております。また、先日の宮崎視察研修においては、皆さま大変お疲れさまでした。佐々町でも先日説明会がございましたとおり、人・農地プランと合わせて、佐々町の農業の方向性の一つに生かしていければと思います。本日も、皆さまの慎重な審議のもと、円滑に進行できますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号5番 福田委員、議席番号7番 平田委員を指名しますので、よろしくお願いします。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 一時転用届出書について事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。報告第1号の朗読説明をいたします。一時転用届出書。借人 佐々町（建設課）。貸人 佐々町〇〇免 ●● ●●。耕作者 ●● ●●。施工業者 株式会社 湧龍。下記の工事を行うにあたり、農地の一時転用について承諾願います。目的 平成28年度 普通河川江里川支流護岸整備工事（4工区）を施工するにあたり、仮設道路として使用するため。施工場所 佐々町松瀬免字小野。地目 田。地積 1,209㎡のうち一時転用面積が145㎡です。もう一筆が佐々町松瀬免字狸山。地目 田。地積 1,051㎡のうち一時転用面積が70㎡です。工事期間は許可日からありますけども、今週から平成28年12月16日までとなっております。2ページをお開きください。工事完了後は現況復旧いたしますという内容の確約書が出ております。3ページが工事の平面図になります。赤で囲っているところが今回の工事区間になります。工事用の道路として鉄板敷きを敷いて使いたいということです。4ページに現況写真を付けております。場所につきましては松瀬の住宅の所から上の道に上りあがっていく川沿いに当たります。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何か、ご意見などはありませんか。5番。

5番（福田 喜義君）5番。地元委員として補足をさせていただきます。工事区間は短いんですけども、道路を作るための鉄板敷きが長いんですよ。鉄板を敷かないと現場に入って行けませんので、昨年度もこういうことで鉄板を敷いて工事をなされています。今度の区間は20m弱だと思いますけども、鉄板敷きが長くなっております。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので、この件は終了させていただきます。

次に日程（4）審議事項に移ります。第23号議案 農地法第5条第1項の規定による

許可申請について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。5 ページをお開きください。第23号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 借人 佐世保市〇〇 〇〇番地 株式会社 〇〇〇。貸人 北松浦郡佐々町□□免 ●● ●●。農地の所在 志方免字新田。地目 台帳 田、現況 休耕田。面積396㎡。同じく志方免新田。地目 台帳 田、現況 休耕田。面積464㎡。転用の目的 工事現場事務所及び、休憩所用地。施設 仮設事務所2棟 49.8㎡。仮設トイレと倉庫が1棟ずつで、合わせて5.8㎡。耕作者はなしです。申請の理由 長崎県発注の工事である、主要地方道佐々鹿町江迎線道路改良工事（2工区）の現場事務所、作業員休憩所用地として一時転用するため。備考欄にも書いていますが、これは一時転用ということです。6 ページをお開きください。許可申請書の写しを付けております。3の転用計画のところの（3）の操業期間ということですが、県の許可日から1年間ということで、4の賃借権の設定も許可日から平成29年10月14日までの1年間ということで申請書が出ております。7、8 ページが土地の全部事項証明書です。9 ページが位置図になります。赤色で記しているところが申請箇所になります。10 ページが付近状況図です。申請箇所を赤枠で囲ってありますけども、場所はインターの方から来ますと、佐々川大橋を渡って、県道志方江迎線の交差点のところにある農地になります。11 ページが現況写真です。この一部を使われます。12 ページが地籍図です。使用されるところを赤で囲ってあります。13 ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画の内容ですが、最高で0.1mの盛土を行う。また、近傍農地への影響を生じさせないための措置としましては、建物の高さを加減する。高さ2.7m程度。また、近隣農地への通路を確保する。排水計画につきましては、雨水排水は自然流下。污水につきましては簡易の仮設トイレを置かれますけども、これは汲み取りとなっており、水道は通さないということで、生活雑排水等はなしということです。14 ページが資材置場等の事業計画書です。転用される面積が270.1㎡になるんですけども、仮設事務所、作業員の休憩所がそれぞれ1棟ずつと、倉庫1個、仮設トイレが1個と、周りに通勤車両用の駐車スペースが7台程度で214.5㎡使用されるということです。15 ページが工事個所の平面図が付いてますけども、赤丸で囲ってあるところが今回の道路の改良工事の工区になりまして、申請箇所がその右側を利用して申請したいということです。16 ページに土地利用計画図を付けております。これを見ますと、事務所と休憩所、周りに駐車スペースの大きさと配置が分かると思います。併せて右側に断面図も付いております。17 ページが現場事務所と作業員休憩所の立面図です。18 ページから23 ページが法人の全部事項証明書で

す。24ページから28ページが法人の定款を付けております。事業の内容等はここで確認していただけたと思います。29、30ページが隣接農地の所有者からの承諾書を付けております。31ページが隣接農地を耕作しておられる方からの承諾書を付けております。承諾する条件としまして、農地復元計画をきちんとするということなので条件を付けておられます。農地を復旧された後は、耕作されている山下さんも立会いのものと確認をされるということでした。32、33ページが農地の復元計画書になります。元の農地として使えるようにきちんと復旧するということです。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。10番。

10番（山下 義信君）10番。3年目の拡張工事でありましても、適地がなかったもので、一番近いところに現場事務所を建てたいということで、幸いにも不耕作地でありまして、そこに建てたいということで話がありまして、営農組合としても隣接耕作者とも協議をいたしまして、耕作には何ら影響はないということで、隣接の耕作者からの承認も得ておりますので、営農組合としても何もありません。進入道路も一本しかありませんので、その通りには工事用車両など、絶対に駐車しないようにということも申し添えておりますので、ここに事務所を構えて工事をされても、営農には何ら影響はないかと考えておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問などありませんか。7番。

7番（平田 康範君）7番。承諾書ですね、31ページの〇〇さんの分には承諾する条件があるんですけども、後の方には条件がないんですが、後の方の分もこういった条件が伴うんじゃないでしょうか。いかがですか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。ご指摘ありがとうございます。同じ内容ですので、おそらく同じ条件になるのではないかと思います。条件をつけてらっしゃらないのは29、30ページの土地の所有者というのが、実際に農業をされていまして、その辺の認識が、耕作されている方とは違うのかなと思います。前回の工事の一時転用でもこういった形で出ているんですけども、前回は別の業者さんがされた後が碎石が少し残っていたという経緯がありまして、耕作者の〇〇さんの方からこういったことがないように指摘をしているということで話を聞いております。農地に復旧した後も、地元の農業委員さんと、耕作者の山下さんとで現地の確認をするようなので、ここできちんと確認をさせていただこうと思います。

議長（吉野 裕君）他に。9番。

9 番（大瀬 清司君） 9 番。図面の中に事務所の横に通勤車両の駐車場とありますけども、碎石を敷いて駐車場にされるんでしょうけども、あくまでも通勤車両ということで 7 台分ぐらい入るようになっていきますけども、工事車両とか、重量物を搬入されないのかという心配をしておりますが、どのような運営をされるのかお聞きしたいと思います。

議長（吉野 裕君） 10 番。

10 番（山下 義信君） 10 番。私が聞いた限りでは、資材も何も置かないということで、通勤車両の駐車場にしたいということを聞いております。以上です。

議長（吉野 裕君）他にございませんか。6 番。

6 番（池田 邦義君） 6 番。15 ページの護岸工施行計画平面図ですね、それと 12 ページの字図を見て、どこを工事するのかということですね。これを見て分かりますかね。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。15 ページを見ていただくと、工事箇所は赤丸で囲ってあるんですけども、申請箇所はもう少し右側県道沿いになるんですけども、12 ページの地籍図上には工事箇所というのは載っていないと思います。この地籍図はあくまでも申請地の地籍図を添付するように、転用申請上ではなっておりまして、工事箇所までは地籍図は求めていますので、これでは少し切れているかと思います。もう少し西側になるかと思います。

議長（吉野 裕君） 6 番。

6 番（池田 邦義君） 6 番。今度の申請のあった場所から、工事箇所まではどういった道順で行かれるのかなと思ひまして。ひとは地元委員さんの田の中に私用道路があるんですけど、農繁期になればその道路は農機具関係で出入りが激しいんだろうと思います。そうすると、工事箇所まではどういった道順で行かれるのかなと思ひました。

議長（吉野 裕君） 10 番。

10 番（山下 義信君） 10 番。去年までは便利上、あぜ道を通って処理場の橋を渡って、現場に行かれてましたけども、今年からあぜ道は通ることはできませんと、営農組合から申し添えております。遠回りですけども、信号の方に出て現場に行かれてくださいと申しております。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので採決を行います。第 23 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。全会一致で許可相当として県に進達いたします。次の案件に進みます。第 24 号、25 号議案は地元委員として私が関係ありますので、議長を交代いたします。暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時55分)

(会議再開 午後 1時56分)

議長(藤永 九市君) 会を再開します。議長が地元委員として発言されますので、代わりまして議長を務めさせていただきます。第24号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記(山田 奈津子君) 事務局。34ページをお開きください。第24号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 北松浦郡佐々町□□免 ●● ●●。譲渡人 北松浦郡佐々町□□免 ○○ ○○。北松浦郡佐々町□□免 ▲▲ ▲▲。農地の所在 小浦免字丸山。地目 台帳・現況ともに畑。面積134㎡。同じく小浦免字丸山。地目 台帳・現況ともに畑。面積45㎡。転用の目的 住宅用地。施設 住宅1棟 49.5㎡。耕作者 ●● ●●、○○ ○○。申請の理由 一般個人住宅を建築するため。35ページをお開きください。申請書の写しを付けております。所有権移転になります。一番下の、その他参考となるべき事項に記入しておりますけども、佐々町小浦免字丸山5番14の所有者が●● ●●さん。もう一筆の、字丸山5番60の所有者が○○ ○○さん。この2筆を利用して、一区画の住宅の転用申請となっております。36、37ページが土地の全部事項証明書です。38ページが位置図です。39ページに付近状況図を付けております。場所につきましてはMRの線路沿いになるんですけども、でんでんパークさざとありますが、サンビレッジに行く踏切の近くになります。赤で囲っているところが申請地になります。40ページが現況写真です。41ページが地籍図です。2筆で一区画です。42、43ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画ですけども、最高0.1mの盛土を行う。土留め工事をする。●●さんの土地の方ですけども、緑地、緩衝地を設ける。建物の高さを加減するということで、2階建てですので高さを8.5m程度に加減するということです。被害防除措置としまして、境界にブロックを積むので水の侵入はないということで、隣の農地に被害の恐れはないということです。雨水排水につきましては水路放流、汚水、生活雑排水につきましては下水道に放流されるということです。44ページが用地の平面図になります。黄色で色づけしてあるところが申請地です。45ページが土地利用計画図です。黄色で色づけしてあるところが今回の申請地で、このような形で住宅を1棟建築したいということです。道路沿いにガードレールがあるんですけども、県と協議をして、撤去する。水路を設ける必要があると思うんですけども、その辺も県と協議をしながら進めるとお話を伺っております。46ページが建物の平面図です。47ページが立面図を付けております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）それでは地元委員の補足説明をお願いします。

1 番（吉野 裕君）1 番。ただいま、事務局より説明がありましたとおり、小浦駅よりライスセンターに向かう途中の住宅との間の農地でございます。地番の枝番が飛んでいるのは、宅地用地として最小限の用地を確保するということで分筆をされて、2 筆で一つというふうにされているそうです。ここは、管理はされていたんですが不耕作地で、現在に至っております。永安さんの方も後継者がおられなくて、管理する人がいないということで、今回、このような提出となっております。よろしくお願いします。

議長（藤永 九市君）ただいま、事務局に引き続き地元委員からの補足説明が終わりました。これより皆さま方からのご意見、ご質問をお受けいたします。この件に関しまして、ご意見、ご質問のあられる方はいらっしゃいませんか。ないようでしたら、これより採決を行います。第 24 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全員賛成をもらいました。賛成多数として許可相当とし、県に進達いたします。ありがとうございました。続きまして、第 25 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。48 ページをお開きください。第 25 号議案の朗読説明をいたします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 佐世保市□□ ●●株式会社。譲渡人 北松浦郡佐々町□□免 ○○ ○○。農地の所在 小浦免字丸山。地目 台帳・現況ともに畑。面積 179 m²。転用の目的 住宅用地。施設住宅 1 棟 46 m²。耕作者 ○○ ○○。申請の理由 建売住宅の建築をするため。49 ページに申請書の写しを付けております。売買による所有権移転で、●●株式会社が建売住宅の建築をしたいという申請書です。50 ページが土地の全部事項証明書です。51 ページに位置図を付けております。52 ページが付近状況図になります。先ほどの案件のすぐ隣の農地になります。53 ページが現況写真です。54 ページが地籍図です。ピンク色で囲っているところが今回の申請地で、その上の 5-60 と 5-14 が先ほどの案件の申請地です。55 ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画ですけども、最高 0.1 m の盛土を行う。それに伴う被害防除措置としまして、土留め工事をするということです。ここにつきましては隣接の農地がありませんので、被害の恐れはない。排水計画ですけども、雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水につきましては、下水道に接続されるということです。56 ページが土地利用計画図。黄色で色づけしてあるところが申請地です。57 ページが建物の平面図です。58 ページが建物の立面図を付けております。今回、建売住宅を建築されるのが法人さんになりますので、59 ページか

ら 6 2 ページに法人さんの全部事項証明書を付けております。6 3 ページから 6 7 ページに定款を付けております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）引き続き、地元委員の補足説明をお願いします、1 番。

1 番（吉野 裕君）先ほどの件の隣の土地でございます。一体として両者検討されて、このような計画をされて、転用ということで出されています。よろしくお願いします。

議長（藤永 九市君）事務局に続き、地元委員の補足説明が終わりました。この件につきまして何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようですので、これより採決を行います。第 2 5 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数で第 2 5 号議案は許可相当として、県に進達いたします。以上、第 2 4 号、第 2 5 号議案は議長を代行させていただきました。ご協力ありがとうございました。暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 2 時 0 8 分）

（会議再開 午後 2 時 0 9 分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。日程（5）協議事項 農用地利用集積計画の担当委員選定について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。6 8 ページをお開きください。1 1 月末で利用権設定の期間満了を迎えられる方のリストを 6 8、6 9 ページに載せております。同じように更新の手続き等をとっていただきたいと思いますので、休憩を取っていただいて、担当の委員さんを決めていただきたいと思います。今回、いつも通りではあるんですけども、県内どこを見ても中間管理機構の利用というのが増えてきておりまして、今、通常行っている利用権設定を、中間管理機構を通した貸し借りに移行してほしいという国、県からも指示があっておりまして、実際そういう動きが増えてきております。現在、物納も可能となるような協議もされておりまして、今月中には回答がくるんですけども、物納も可能になるんじゃないかなというところで話が進んでおります。もし、できそうなところがありましたら積極的に声をかけていただければと思います。色んな事業に取り組む際に中間管理機構というのが条件になってきておりまして、事業の採択要件になったり、ならなかったりというところまで今きておりますのでよろしくお願いします。以上です。

議長（吉野 裕君）暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 2 時 1 0 分）

（会議再開 午後 2 時 2 0 分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。休憩時間中に担当委員さんを決めていただきましたので、読

み上げたいと思います。1 番が 3 番委員、2 番が 1 2 番委員、3 番が 4 番委員、4 番が 4 番委員、5 番が 7 番委員、6 番が 1 番委員、7 番が 2 番委員、8 番が 7 番委員、9 番が 1 2 番委員、1 0 番が 6 番委員、1 1 番が 4 番委員、1 2 番が 4 番委員、1 3 番が 1 番委員です。来月の総会までに準備をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。以上です。

議長（吉野 裕君）それでは、協議事項が終わりましたので、（6）その他に移ります。事務局をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましては、引き続き皆さんと一緒に努力していきたいと思います。今年度 1 件新規で加入していただいている、●● ●●さんの息子さんに加入していただいているんですけども、1 0 月 2 1 日の全国農業新聞と、1 0 月中旬ごろの日本農業新聞に農業者年金の記事で親子揃って載られます。また皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。②の 1 0 月の定例会の日程ですけども、2 5 日が火曜日になっておりますけども。

（ 私語あり ）

議長（吉野 裕君）暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2 時 2 2 分）

（会議再開 午後 2 時 3 0 分）

議長（吉野 裕君）会を再開いたします。1 0 月の日程について事務局よりお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。1 0 月の定例会の日程ですけども、1 0 月 2 5 日 午後 3 時半からよろしくお願いいたします。最後に 7 0 ページをお開きください。農業委員視察研修の旅費精算のご説明をさせていただきます。宿泊代、食事代、研修費代と貸切バス代を含めて、一人当たり金額が 2 9, 0 7 4 円となっております。佐々町より一人当たり 1 0, 0 0 0 円支給されますので一人あたりの負担額が 1 9, 0 7 4 円となります。毎月積立している旅費から支出をしております。一人当たり 1 0, 0 0 0 円ほど残額がありますので、今回の報酬からは引いておりません。また機会がありましたら、研修等もできると思いますので残額はお預かりさせていただいております。最終的に改選の時には、互助会の分と合わせてお返しする形になります。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）皆さんの方から、その他で何かございませんか。ないようですので、本日の総会は終了させていただきます。皆さん、大変お疲れ様でした。

(閉 会 午後 2 時 3 2 分)

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員